

行為許可料金の変更について

平成 20 年 7 月 1 日より、行為許可の使用料を下表のとおり変更いたします。
ご理解のほどよろしくお願いいたします。

行為許可料金表

青字：変更箇所

行 為	現 行 料 金 (円)	新 料 金 (円)
物品の販売およびこれに類する行為	1 m ² 当たり 1 日 14 円	1 m ² 当たり半日 7 円 1 日 14 円
業として行う写真の撮影	1 件当たり半日 350 円 1 日 710 円	1 件当たり半日 350 円 1 日 700 円
業として行う映画等の撮影	1 件当たり半日 14,200 円 1 日 28,500 円	1 件当たり半日 14,200 円 1 日 28,400 円
興行及びこれに類する行為	1 m ² 当たり 1 日 17 円	1 m ² 当たり半日 7 円 1 日 14 円
競技会、展覧会、博覧会その他これらに類する催し	1 m ² 当たり 1 日 8 円	1 m ² 当たり半日 4 円 1 日 8 円
広告物の表示	表示面積 1 m ² 当たり 1 日 2,000 円	表示面積 1 m ² 当たり 1 日 2,000 円

* 国又は地方公共団体（同等の団体を含む）が主催、共催若しくは後援する公益的事業に係る許可は上記の金額にかかわらず無料。

* 学校教育法の規定による学校（大学、専修学校、各種学校は除く）、児童福祉法にいう保育所の事業に係る許可については上記の金額にかかわらず無料。

尚、納付期限は下記のとおり変更ありません。

事前納付又は利用当日。ただし、納付が確実に認められるものは請求書払いを認める。

請求書を発行した場合、発行した日から 15 日以内を納期限とするが、やむをえないと認められる場合は翌月末までの適切な日とする。